



広川町がこれからも 「持続可能なまち」であり続けるために

平成26年の都市再生特別措置法改正により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを協力的に推進する「立地適正化計画」制度が創設されました。広川町においても、人口減少や高齢化をはじめとする「まちづくりの課題」解決を図り、将来にわたって魅力と賑わいのある地域を維持・推進するための取組みとして、「広川町立地適正化計画」の策定を現在進めています。

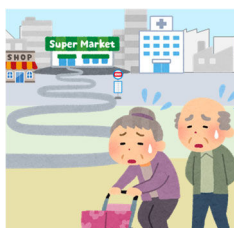
広川町を取り巻く現状と「将来の課題」

広川町は、緑豊かな自然環境と生活の利便性が調和した住みやすい町です。しかし、近年では全国の多くの自治体と同様に、広川町でも人口の減少及び少子高齢化の進行がみられます。

人口減少や少子高齢化の進行は、日常の買い物や通院といった生活サービスの維持や、町が管理する道路や上下水道、建物などの維持管理が困難になります。また、近年では大規模な自然災害が頻発するなど、住民の暮らしに直結するさまざまな問題が取り沙汰されています。

暮らしの利便性の低下

利用者の減少により、路線バスなどの公共交通機関の撤退・縮小や、身近に利用している近所の商店や医療機関が減少するおそれがあります。



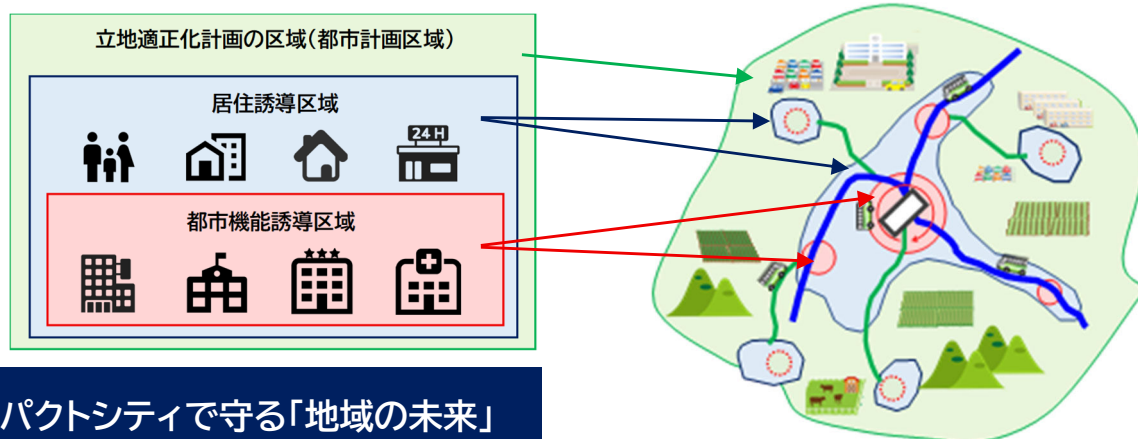
維持管理費の負担増

無秩序な市街化の状態が続いた場合、限られた町の予算で道路や上下水道、公共施設を維持・修繕し続けることが困難になります。



暮らしを支える「居住機能」と「都市機能」

これからもずっと安全・安心な暮らしが維持できる町にするためには、生活するための「居住機能」と生活に必要な「都市機能（医療、商業、福祉など）」の拠点を定め、区域の人口を維持するとともに、それらの地域を交通で結んだ「住みよいまちづくり」を進める必要があります。



コンパクトシティで守る「地域の未来」

人口減少や少子高齢化に加え、低密度な市街地の拡大による都市のスポンジ化、激甚化する自然災害など、近年のさまざまな課題に対応し、20年・30年・50年先も広川町に「住み続けたいまち」にするための道しるべが「広川町立地適正化計画」となります。

広川町立地適正化計画は、「暮らしに必要な機能をどこに集めるか」、「住まいをどのように守っていくか」を定め、コンパクトな都市と地域との連携によるまちづくりを進めていく計画です。